

教第 10 号議案

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見決定について

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を制定するに当たり，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条及び社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定 に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也



神戸市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

令和2年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神文中図総第 269 号

令和 2 年 5 月 25 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元



神戸市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条及び社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき，神戸市立図書館条例（昭和 25 年 10 月条例第 206 号）の一部を改正する条例を制定するに当たり，神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：文化スポーツ局中央図書館総務課）

## 第 10 号議案 神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件

### 1 改正条例の内容

#### (1) 名谷図書館の名称及び位置の追加

第 2 条第 1 項の表 神戸市立須磨図書館 の項の次に、

「神戸市立名谷図書館 神戸市須磨区中落合 2 丁目 2 番 4 号」を加える。

#### (2) 三宮図書館の位置の変更

第 2 条第 1 項の表 神戸市立三宮図書館 の項を、

「神戸市立三宮図書館 神戸市立中央区小野浜町 1 番 4 号」に変更する。

### 2 改正条例の施行期日

#### (1) 名谷図書館

供用を開始する日を改正条例の施行期日とし、規則で定める日とする(令和 2 年度中)。

ただし、指定管理者の指定、許可その他の行為は、改正条例の施行前においても、新条例の例によりすることができることとする。

#### (2) 三宮図書館

現在の位置である神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号から、1 (2) の位置に移転する日を改正条例の施行期日とし、規則で定める日とする(令和 4 年度中)。

### 3 改正する理由

名谷図書館を新たに設置し、及び神戸市立図書館の指定管理者を指定するにあたり、条例を改正する必要があるため。

### 4 参考 名谷図書館の概要(休館日及び開館時間は、改正条例の議決後に規則で定める)

#### (1) 規模 面積 約 1,300 m<sup>2</sup>、蔵書数 約 7 万冊(開設当初 約 5 万冊)

#### (2) 休館日

##### ① 定例休館日(毎週の休館日) 毎月第 1 月曜日、及びその他の週は火曜日

- ・ ただし、第 1 月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は開館し、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日に振り替えて休館日(以下「振替休館日」という。)とする。
- ・ 火曜日が休日である場合は開館し、振替休館日を設けない。

##### ② 年末年始 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

##### ③ 蔵書点検期間 7 日以内で市長が定める日

#### (3) 開館時間

午前 10 時から午後 8 時まで。ただし、日曜日及び休日は午前 10 時から午後 6 時まで。

第 号議案

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例(昭和25年10月条例第206号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表神戸市立三宮図書館の項中「神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号」を「神戸市中央区小野浜町 1 番 4 号」に改め、同表神戸市立須磨図書館の項の次に次のように加える。

神戸市立名谷図書館	神戸市須磨区中落合 2 丁目 2 番 4 号
-----------	------------------------

第 3 条第 1 号中「, 博物館等」を「, 博物館その他これに類する施設」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立名谷図書館の供用を開始する日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

3 この条例による改正後の神戸市立図書館条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立名谷図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

神戸市立名谷図書館を新たに設置する等に当たり、条例を改正する必要がある

ため。

(参 考)

神戸市立図書館条例 ぬきがき

(\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
略	略
神戸市立三宮図書館	神戸市中央区雲井通5丁目1 番2号
略	略
神戸市立須磨図書館	神戸市須磨区中島町1丁目2 番3号
_____	_____
略	略

	神戸市中央区小野浜町1番4 号
神戸市立名谷図書館	神戸市須磨区中落合2丁目2 番4号

(業務)

第3条 図書館は、法第3条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 国内及び外国の図書館、博物館等との間で電子計算機及び通信回線による法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）を提供し、及び交換すること。

- (2) 略

，博物館その他これに類する

施設